

平成 30 年度 第 5 回

新見市水道事業運営審議会資料

平成 31 年 3 月 20 日

新見市建設部上水道課

目 次

1	前回までの審議会の振り返り	2
2	料金水準の検討（改定率の検討）	3
	（1）前回シミュレーションから前提条件を見直した主な事項	
	（2）財政収支シミュレーション《成り行き》	
	（3）財政収支シミュレーション《基準外繰入金あり、料金改定あり》	
3	料金体系の検討の考え方	7
4	料金体系案（改定案）	9
5	ご審議頂きたい事項	10

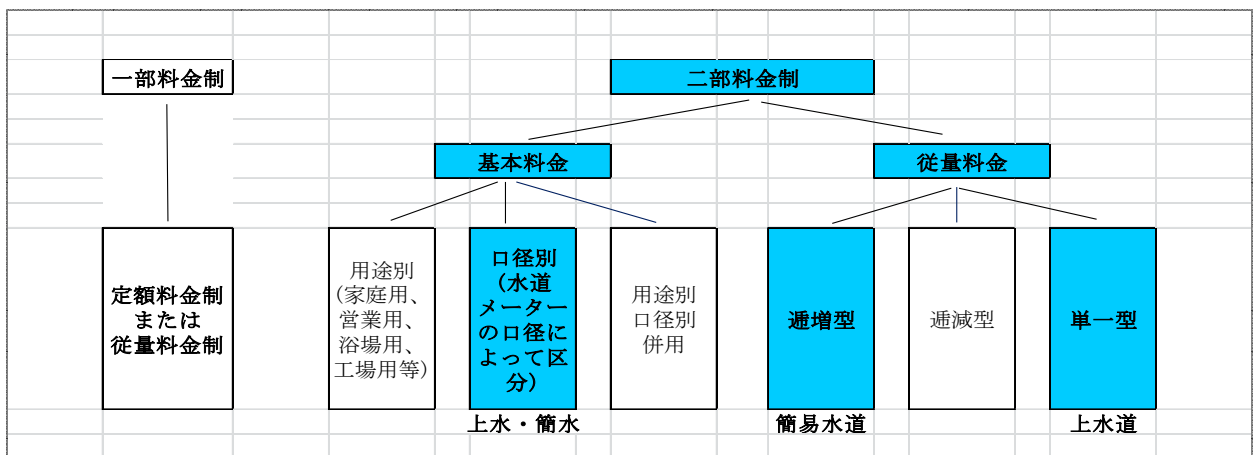
1 前回までの審議会の振り返り

(1) 水道料金制度について

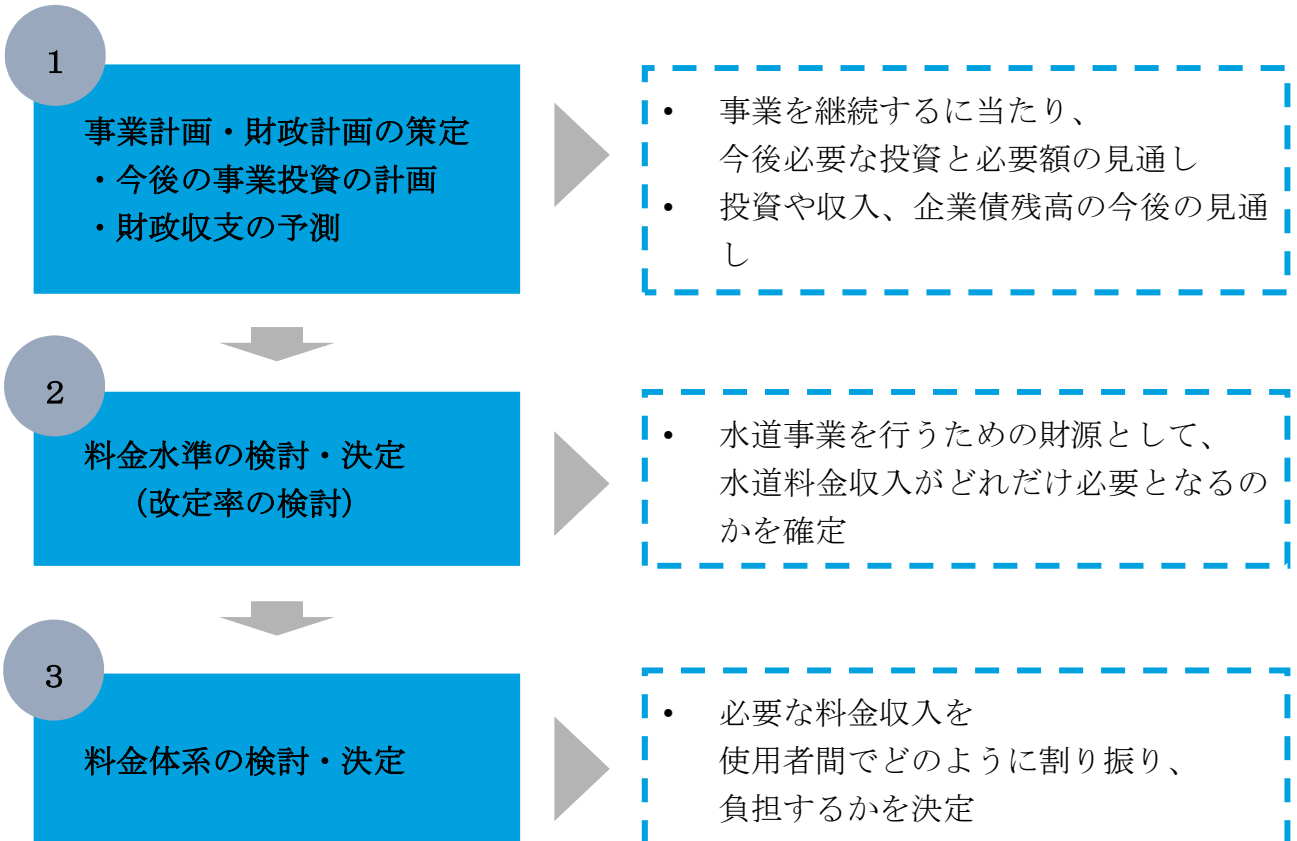
①水道料金制度の概要

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金から成る二部料金制、そして特約制度※などがあるが、水道では二部料金制を採用しているケースが多い。
- 基本料金については、用途によって異なる料金設定を行う「用途別」、口径によって異なる料金設定を行う「口径別」、それらを併用して料金設定を行う「用途・口径別併用」のパターンがある。
- 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの（通増・通減）と単一のものがある。

※特約制度・・・基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など



(2) 水道料金決定の流れ



2 料金水準の検討（改定率の検討）

（1）前回シミュレーションから前提条件を見直した主な事項

第4回審議会のシミュレーションから変更した主な事項は以下のとおりです。

- 以下の項目に関する前提条件

- ・ 財政シミュレーションにおける水道料金の値上げ率を10%から10.8%へ変更
（変更点以外は第4回審議会資料より抜粋）

⇒以下説明

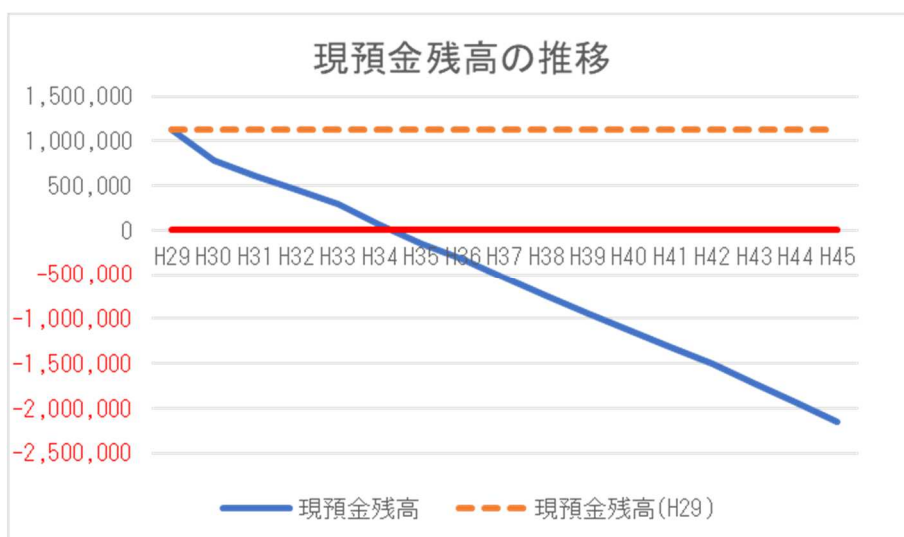
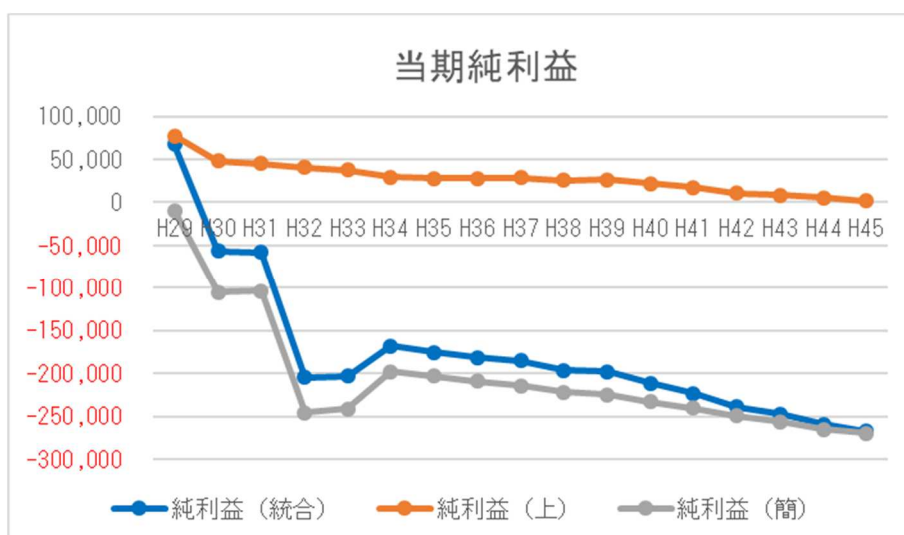
(2) 財政収支シミュレーション《成り行き》

簡易水道は、施設の維持管理等に多額の経費を要しますが、水道料金が上水道の料金よりも低く設定されています。上水道への統合を契機として、簡易水道の料金体系を上水道の料金体系に統合する方針です。

ただし、一度に料金を統合すると簡易水道使用者にとって負担が大きくなるため、平成32年度に基本料金を統合（メーター使用料の追加）し、平成34年度に超過料金を統合するといった段階的な引き上げを検討しています。

そのため、簡易水道の料金体系を上水道に統合することにより、給水収益は一時的に増加するものの、平成30年度以降建設改良費が増加見込みであること、一般会計からの繰入金で平成29年度以前に比較して減少見込みであることなどから、収益的収支・当期純利益は各年度においてマイナスとなる見込みです。

また、現預金残高は、平成30年度以降継続して減少傾向であり、全く措置を講じなければ平成35年度には資金ショートする見込みとなります。



(3) 財政収支シミュレーション《基準外繰入金あり、料金改定あり》

① 水道料金

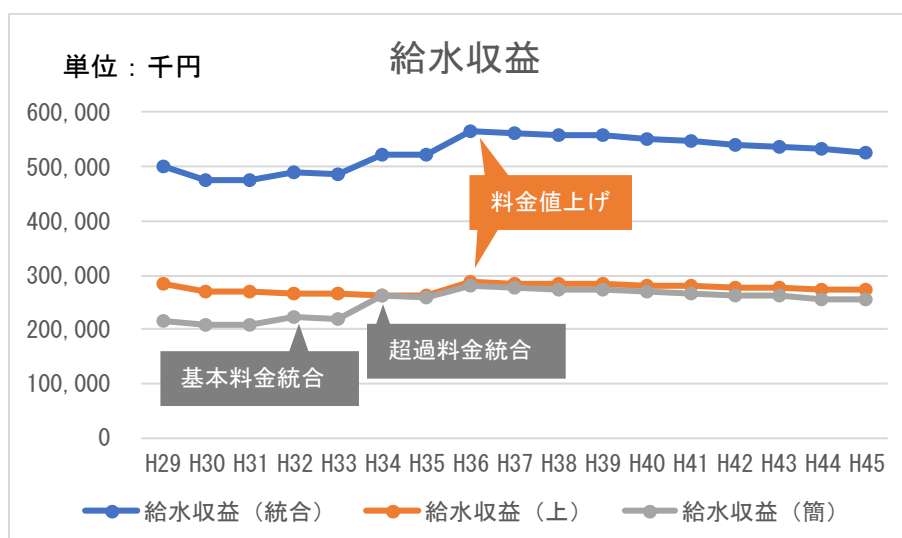
成り行きシミュレーションの結果、資金残高がマイナス傾向となり、将来的には資金ショート可能性があります。また、一般会計繰入金を収入した場合でも今後資金残高は減少傾向にあり、経営の安定化を図るには、水道料金の値上げにより利用者からご負担を頂く必要があります。

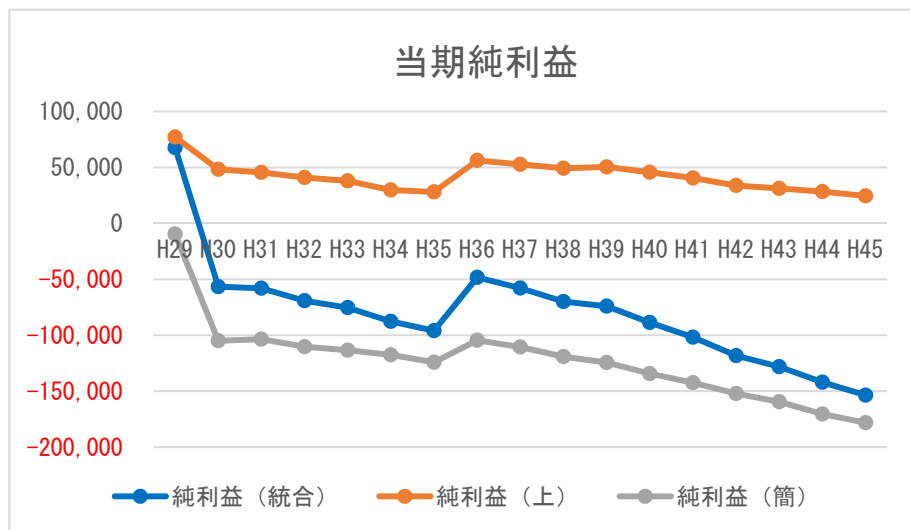
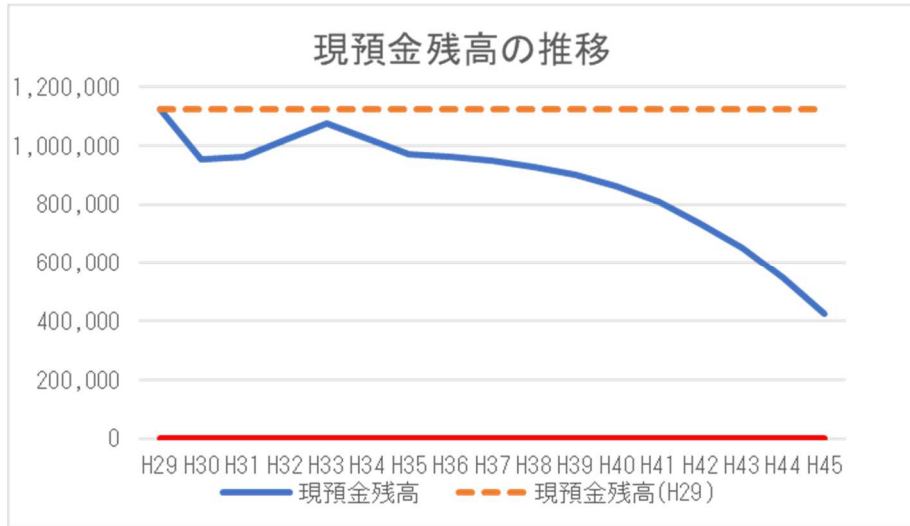
検討の結果、資金残高は、年間の料金収入の80%を保持することを目標とし、そのためには、料金の値上げを実施せざるを得ない状況となっています。料金値上げについては、平成36年度に実施した場合、10.8%引き上げる必要があります。

● 料金値上げあり（H36年度に10.8%の値上げ）

10.8%の料金値上げを行う場合、当期純利益はマイナスとなるものの、料金改定により給水収益は増加し、また、建設改良費の増加等により、現預金残高は減少傾向にあるものの、シミュレーション期間の最終年度（～平成45年度）においても、現預金残高は、年間の料金収入の80%を確保できる見込みです。

ただし、平成40年度頃から現預金残高の減少が大きくなるため、料金の見直しなど何らかの対策が必要となります。





3 料金体系の検討の考え方

- ・料金水準を検討後、料金体系の検討を行う必要があります（P2参照）。
- ・料金体系の検討にあたっては、次に掲げる事項を検討する必要があります。

検討項目	検討の考え方
(1)基本料金と超過料金について	水需要の減少が見込まれる現状において、経営の安定性を増すためにも、基本料金収入割合の増加を図ることが望まれます。
(2)基本水量の設定について	少量利用者の負担増に留意しつつ、基本水量を見直すことが考えられます。

(1) 基本料金と超過料金について

① 基本料金と超過料金の考え方

- ・安定的な経営と安全かつ低廉な生活用水の確保が両立できるよう、あるべき基本料金収入割合について検討する必要があります。

原価	料金
<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定費 給水準備のために必要な原価であって、給水量とは関係なく発生する費用。 <u>水道事業の費用構造は大半が固定費。</u> <例> 浄水場・水道管等の設備投資費用、設備の修繕費、職員の人件費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 各使用者が水使用の有無に関わらず負担する料金。 <u>固定費を全額基本料金で回収すると仮定した場合、基本料金が著しく高額となるため、生活用水の低廉な確保や少量利用者への配慮も視野に入れ、基本料金の設定について検討する必要がある。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動費 給水量に応じて発生する費用。 <例> 薬品費、動力費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過料金 使用水量に応じて負担する料金。 使用水量に単価を乗じて算定される。

② 本市における基本料金と超過料金

- 少量利用者への配慮をしたうえで、水需要の増減に収入が影響されない料金体系の検討が必要です。そのため、水需要の増減に収入が影響されない料金体系の一つとして、基本料金の割合を高めていくことが考えられます。
- 基本料金の割合を高めていくことのメリット、デメリットは以下の通りです。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• 固定的な収入の割合が高まるため、経営の安定性が増します。• 将来的に給水人口の減少や節水機器の普及が進んでも水道料金収入の落ち込みの影響を小さくすることができます。	<ul style="list-style-type: none">• 基本料金は利用量に関わらず発生するため、少量利用者の負担が相対的に重くなります。

本市の場合、基本料金を増加させると、少量利用者の負担が増加しますが、基本料金は超過料金よりも比較的安価であることから、事業を継続し、安全安心の水を供給するために、基本料金を増加させて収入を増加させることが考えられます。

(2) 基本水量の設定について

① 基本水量の考え方

- 使用水量の分布及び基本水量の引き下げの影響を考慮して、基本水量を決定する必要があります。

② 本市における現状と課題

- 基本水量を廃止または引き下げることによるメリット、デメリットは以下の通りです。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• 使用水量に応じた適正な対価を求めることで、負担の公平性が図られます。• 基本水量内利用者の不公平感が軽減されます。	<ul style="list-style-type: none">• 基本料金単価または超過料金単価の見直しを併せて実施しない場合、少量利用者の水道料金が著しく増加する可能性があります。

4. 料金体系案（改定案）

- ・「2 料金水準の検討（改定率の検討）」で示したとおり、水道料金を改定しなければ資金はショートし、事業を継続できなくなります。そのため、事業を継続し、安全安心の水道水を供給し、シミュレーション期間の最終年度（～平成 45 年度）において、現預金残高を年間の料金収入の 80%を確保するために、水道料金体系の改定を以下の 4 パターン検討します。（別添資料参照）

【パターン①】

基本料金、超過料金ともに 10.8%増（一律改定）

【パターン②】

基本料金のみ 27%増

【パターン③】

基本料金を 19%増、超過料金を一律に※1231 円（210 円）に変更する。

【パターン④】

(1) 基本水量※2 引き下げ（10 m³⇒5 m³）

(2) 6～10 m³の超過料金を 13 口径と 20 口径：※121 円（110 円）と設定

(3) 13 口径と 20 口径の基本料金をそれぞれ※1,364 円（1,240 円）と※1,507 円（1,370 円）と設定

（注）

※1 料金は、消費税 10%で計算。（ ）は、消費税抜きの料金。

※2 基本水量とは、パターン④であれば、5 m³までは基本料金に含められ、超過料金はかからない水量のことです。

5 ご審議頂きたい事項

- 料金改定の水準について

簡易水道の料金体系を平成 32 年度に一部改訂（基本料金（メーター使用料）を上水道に統一）、平成 34 年度に一部改訂（超過料金を上水道に統一）し、上水道・簡易水道の料金体系に統一した上で、さらに 10.8%の料金改定を行うことについてご審議頂きたい。

- 料金体系の改定について

上記の料金改定を行うとした場合に最終的には、どのような料金体系とすべきかについて、パターン①～④をベースにご審議頂きたい。